

都道府県がん登録情報の提供に係る手数料の徴収について

1 概要

がん登録等の推進に関する法律第41条第3項により、都道府県は研究目的で当該都道府県分の全国がん登録情報を利用しようとする者から手数料を徴収できる。

本県において手数料を徴収する場合、新たに条例を制定し、徴収対象者、手数料の額、納付先などに関して定める必要がある。

※地域がん登録委員会における議論

平成25年12月19日開催の委員会において、地域がん登録の資料利用申請については、「将来的に対価を得る必要がある」とのコンセンサスを得ている。

2 徴収対象者

がんに係る調査研究を行う者（法第21条第8項、9項）

※県や市町村、病院、指定診療所が利用する場合は徴収の対象外。

ただし、これらの者の利用であっても、都道府県の審議会（本部会）で行政目的や臨床目的ではない（＝研究目的）と判断した場合は、徴収の対象とされる可能性がある。

3 手数料の額

国と同等の基準とした場合、次の①～③の合算額となる。

- ① 提供に要する1時間当たりの作業単価×時間数（国：5,800円）
- ② データ保存する光ディスクの価格×枚数
（国：CD-ROMの場合100円、DVD-Rの場合120円）
- ③ 申請者に対する②のデータの送付料（実費）

4 納付先

法第41条第3項により、本県の全国がん登録事務の委任先である秋田県

総合保健事業団に納付させ、同法人の収入とすることができる。

5 施行時期

国立がん研究センターによると、平成31年1月からデータ提供が可能となることから、手数料を徴収する場合は、平成30年12月までの条例化が必要となる。

※東北各県の対応（平成29年3月9日現在）

	検討状況	理由
青森県	徴収しない	地域がん登録の活用も数件しかなかったため
岩手県	未定	来年度に検討する
宮城県	未定	来年度以降に検討する
山形県	未定	手数料以外で実費徴収を検討
福島県	徴収しない	提供相手が限定的、提供件数が少ないため

（参考）

がん登録等の推進に関する法律

（手数料）

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十一条第一項の規定により委任する場合であって、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

がん登録等の推進に関する法律施行令

(手数料の額)

第十二条 法第四十一条第一項の規定により情報の提供を受ける者が納付すべき手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 法第二十一条第三項の規定による全国がん登録情報の提供並びに同条第四項の規定による全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又は特定匿名化情報の提供に要する時間一時間までごとに五千八百円

二 全国がん登録情報又は匿名化情報（法第二十一条第四項の規定により全国がん登録情報の匿名化を行った情報及び特定匿名化情報をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付 一枚につき百円

ロ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に記録したものの交付 一枚につき百二十円

三 全国がん登録情報又は匿名化情報を記録した前号イ又はロに規定する光ディスクの送付に要する費用の額（情報の提供を受ける者が当該光ディスクの送付を求める場合に限る。）